

# 平成31年度水道水質検査計画

陸前高田市水道事業所

## ○はじめに

水道水の供給にあたっては、水道法第4条で水質基準が定められており、同法第20条第1項の規定に基づき、水道事業者は、水質検査の実施が義務付けられています。

また、平成16年4月1日より、水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき、水道事業者は、毎事業年度の開始前に、採水の場所や検査の回数等について定めた「水質検査計画」を策定し、同施行規則第17条の2の規定に基づき、水道需要者が容易に入手することができるような方法で、情報提供を行うこととされています。

市では、平成31年度の「水道水質検査計画」を次のとおり策定し、定期的な水質検査を実施しながら、安心・安全な水道水の供給に努めるものであります。

## ○水質検査計画の内容（目次）

1	基本方針	2
2	水道事業の概要	3
3	原水及び水道水の状況	3
4	検査地点	4
5	検査項目及び頻度	4
6	臨時の水質検査	5
7	水質検査方法	6
8	水質検査計画及び検査結果の公表	6
9	関係者との連携	6

（別紙1）平成31年度水質検査年間予定計画

（別紙2）平成31年度水質管理目標設定項目

〈参考資料〉

水道法に基づく水質基準項目、検査回数

（6水源地の平成28年度～平成30年度検査結果）

# 1 基本方針

本市の水道水が、水道法第4条の水質基準に適合しているかどうか確認するため、次の基本方針のもと、定期的な水質検査を実施する。

## (1) 採水場所

原水については、6ヶ所の水源地ごとに採水し検査します。

また、浄水は、水源地の配水系統ごとに設定するポンプ場やコミュニティセンターなどの給水栓（蛇口）から採水し、検査します。

## (2) 水質検査項目

水質検査項目は、水道法等の法令に基づく毎日検査項目（3項目）、水質基準項目（51項目）に加え、水質管理目標設定項目（26項目中20項目）、及び本市が独自に行う水質検査項目とします。

## (3) 検査回数

区 分	検査項目、回数	原水	浄 水	
		(水源)	(ポンプ場等)	(給水栓)
1 毎日検査項目	3項目（色、濁り、残留塩素）毎日			市内
2 水質基準項目	51項目中、			
（浄水）毎月項目	9項目（毎月）		6水源地等	
（浄水）年4回項目	42項目（年4回）※		6水源地等	
（原水）年1回項目	39項目（年1回）	6水源地		
3 耐塩素性病原生物				
（原水）指標菌	大腸菌、嫌気性芽胞菌2項目（毎月）	6水源地		
（原水）原虫検査	クリプトスポリジウム、ジアリジア 2項目（年1回）	6水源地		
4 放射性物質	2項目（年1回）	6水源地		
5 ダイオキシン類	1項目（年1回）	竹駒水源地		
6 水質管理目標設定項目	（※26項目中、水質基準項目と重複しない項目）			
（原水）	15項目（年1回）	竹駒水源地		
（浄水）	5項目（年1回）		竹駒水源地	

### ① 毎日検査

法令に基づく「色、濁り、残留塩素濃度」の毎日検査は、水道利用者の給水栓（13ヶ所）で、1日1回行います。

### ② 水質基準項目

ア 水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌等の**9項目**は、水源ごとに浄水を、毎月1回検査します。

イ 水質基準項目のうち、**全項目検査**（上記以外の42項目）は、水源ごとに浄水を、年4回検査します。

ただし、過去3年間の検査結果や、水源の状況等を勘案し、一部の水源地は、適切な検査回数を設定し、検査します。

### ③ 水質管理目標設定項目（26項目）

水質管理目標設定項目については、年1回、「竹駒第1水源地」の原水、または浄水で、検査を行います。

### ④ クリプトスポリジウム等検査

指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）を、「各水源」の原水で、毎月1回検査します。また、原虫検査を「各水源」の原水で、年1回検査します。

### ⑤ ダイオキシン類

「竹駒第1水源地」の原水で、年1回検査を行います。

### ⑥ 放射性物質の検査

6か所の水源地の原水で、年1回検査を行います。

## 2 水道事業の概要

水道事業の概要は、以下のとおりです。(平成30年3月末現在)

	水源地名等	給水 世帯 (H29)	給水 人口 (H29)	計画一日 最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)	原水の 種 類	所在地	主な給水地	浄水処理 方 式
1	竹駒第1水源地(上水)	5,999	15,564	8,280	地下水	竹駒町字大畑地内	竹駒町・高田町 気仙町・米崎町	塩素処理
2	矢作水源地(上水)				地下水	矢作町字金平地内	小友町・広田町 矢作町の一部	塩素処理
3	下矢作水源地(簡水)	231	637	225	地下水	矢作町字元屋敷地内	矢作町 (下矢作地区)	塩素処理
4	金成水源地(簡水)	168	484	446	地下水	横田町字袋沢地内	横田町の一部	塩素処理
5	生出水源地(簡水)	196	498	280	地下水	矢作町字清水地内	矢作町 (生出・二又地区)	塩素処理 膜ろ過
6	佐野地区簡易給水施設	18	45	22	表流水	米崎町字佐野地内	米崎町字佐野地 区の一部	塩素処理 膜ろ過
	合 計	6,612	17,228	9,020				

※簡易水道の横田地区と金成地区は、平成26年3月27日統合認可され、計画一日最大給水量は、金成水源446m<sup>3</sup>となっている。なお、横田水源地は平成30年11月から金成水源地区系に切り替えたことから、休止とした。

## 3 原水及び水道水の状況

当市における水源地は、6ヶ所あり、佐野地区簡易給水施設のみ表流水を使用していますが、他の水源地は、地下水を原水として使用しています。

水源地付近には、下記のような汚染要因が考えられるものの、昨年度までの水質検査では、汚染を確認するものではありませんでした。

今後も水質検査基準に適合した安全で良質な水を供給すべく、汚染要因の監視を継続して行います。

	水源地名等	原水の 種 類	*原水の汚染要因(想定)	水質管理上注目すべき項目
1	竹駒第1水源地(上水)	地下水	農薬散布	農薬類
2	矢作水源地(上水)	地下水	農薬散布	農薬類
3	下矢作水源地(簡水)	地下水	農薬散布	農薬類
4	金成水源地(簡水)	地下水	農薬散布	農薬類
5	生出水源地(簡水)	地下水	地震、降雨等による濁水発生	濁度
6	佐野地区簡易給水施設	表流水	表流水であるため降雨時には濁水発生。上流から野生動物等による大腸菌等の発生の恐れ	濁度 クリプトスポリジウム

※過去から現在まで汚染はないが、要因としてあげられるもの。

#### 4 検査地点

施設名	採水場所	住 所	原水	浄水
①竹駒第1水源地	竹駒第1水源地	陸前高田市竹駒町字大畑1 1 2番地	○	
	久保ポンプ場	陸前高田市広田町字久保7 1番地8		○
②矢作水源地	矢作水源地	陸前高田市矢作町字金平3 5番地	○	
	気仙町4部屯所	陸前高田市気仙町字要谷4 3番地2 5		○
③下矢作水源地	下矢作水源地	陸前高田市矢作町字元屋敷4 1番地2	○	
	下矢作地区コミュニティセンター	陸前高田市矢作町字諏訪4 4番地		○
④金成水源地	金成水源地	陸前高田市横田町字梅の木9 7番地4	○	
	横田地区コミュニティセンター	陸前高田市横田町字黄金山4 3番地1		○
⑤生出水源地	生出・二又水源地	陸前高田市矢作町字清水2 1番地2	○	
	生出地区コミュニティセンター	陸前高田市矢作町字二田野3 6番地6		○
⑥佐野水源地	佐野ポンプ場	陸前高田市米崎町字佐野2 4 9番地5	○	
	佐野ポンプ場	陸前高田市米崎町字佐野2 4 9番地5		○

#### 5 検査項目及び頻度

##### (1) 毎日検査項目（浄水）

安全な水が供給できていることを確認するため、配水末端付近の水道利用者に依頼し、水道法施行規則第15条第1項に基づき、**色、濁り及び残留塩素濃度**を、**1日1回**検査します。

##### (2) 水質基準項目（浄水：51項目）

###### ① 1箇月に1回の検査（浄水：9項目）

- ・一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物等（全有機炭素量）、PH値、味、臭気、色度、濁度

###### ② 3箇月に1回の検査（浄水：42項目）

###### (ア) 省略不可項目（12項目）

- ・シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

###### (イ) 夏季に集中して年4回の検査（2項目）

水源は、主に地下水であり、藻類の発生の可能性が極めて低いと考えられますが、次の項目について、6月から9月まで、毎月1回（計4回）検査を行います。

- ・ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール

###### (ウ) 平成30年度まで3箇月に1回行ってきた検査（28項目）

竹駒第1水源地、矢作水源地、金成水源地については、(ア)、(イ)以外の28項目は、過去3年間の水質検査結果から、年1回以上、あるいは3年に1回以上の検査回数に緩和して検査できる項目もありますが、より質の高い安全な水道水を供給するため、引き続き3箇月に1回の検査を行います。

###### ③ 検査回数を削減し、年1回の検査を行う水源地

以下の簡易水道の水源地については、年間配水量が大きくないことから、前記の28項目については、検査回数を緩和して、**最低年1回**の検査を行う。（ただし、過去3年間の結果が、基準値の1/5を超えている項目は、年4回の検査とする。）

- (ア) 下矢作水源地（矢作水源地の近隣に設置され、水質が同じであるため。）
- (イ) 金成水源地（現在まで水質が安定しているため。）
- (ウ) 生出水源地（平成18年4月から膜濾過処理施設を設置し、にごり・細菌・原虫等を除去する浄水処理を行っているため。）
- (エ) 佐野水源地（沢川の表流水だが、膜濾過処理施設を設置しているため。）

④ **原水の年1回の検査**（水質基準項目のうち消毒副生成物を除く39項目）

※各水源地において行う水質検査計画の詳細については、別紙1「平成30年度水質検査年間予定計画」のとおりです。

(3) **水質管理目標設定項目**（原水、竹駒第1水源地のみ）

平成15年度まで、「監視項目」として竹駒第1水源地と高田配水池で行ってきた検査項目が、平成16年度の改正水道法の施行に伴い「水質管理目標設定項目」に変更されました。

市が独自に行う水質管理目標設定項目の検査については、「竹駒第1水源地」の原水、または浄水を対象に、別紙2「平成30年度水質管理目標設定項目」のとおり、20項目の検査を実施します。

なお、農薬類は、水源池周辺での使用農薬を勘案し、6月～9月の間に1回検査を行います。

(4) **クリプトスポリジウム等の検査**（原水）

① **指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）**の検査（原水）

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(H19.3.30通知)」に基づき、クリプトスポリジウム等の病原生物による水道の汚染を監視するため、「各水源」の原水を、毎月1回検査します。

② **クリプトスポリジウム等の原虫検査**（原水）

クリプトスポリジウム、及びジアルジアの原虫検査を、「各水源」の原水で、年1回行います。

(5) **ダイオキシン類の検査**（原水）

ダイオキシン類は、平成15年の水道水質基準の改正で「要検討項目」とされていますが、自主的に、「竹駒第1水源地」の原水で、年1回検査します。

（目標値）ダイオキシン類 1pgTEQ/L

(6) **放射性物質の検査**（原水）

水道水中の放射性物質は、「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について(H24.3.5通知)」を参考に、自主的に、「6か所の水源地」の原水で、年1回検査します。

（検査項目）放射性セシウム134、放射性セシウム137の2項目

（目標値）放射性セシウム134及び137の合計 10Bq/kg

6 **臨時の水質検査**

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合は、臨時の水質検査を行い、水道水の安全性の確保に努めます。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺に消化器系感染症が発生したとき。
- (4) 水道施設が著しく汚染されたとき。
- (5) その他特に必要があると認めるとき。

## 7 水質検査方法

水質検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により実施します。

毎日検査項目の検査は、一般家庭に委託し、実施します。

水質基準項目、及び水質管理目標設定項目等の検査は、「登録水質検査機関」（水道法第20条第3項）に委託して実施します。

## 8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎年作成して、陸前高田市ホームページに公表します。

また、水質検査結果についても、陸前高田市ホームページに公表します。

## 9 関係者との連携

水源、その他の場所で水質汚染事故等の発生、発生のおそれがある場合には、必要に応じ国県の関係機関、近隣市町、登録水質検査機関等と連携し、迅速かつ適切な対策を講じます。

(別紙1)

平成31年度水質検査年間予定計画

①竹駒第1水源(上水) ②矢作水源(上水)		検査頻度		③下矢作水源(簡水) ⑤生出水源(簡水)		検査頻度								
④金成水源(簡水)		原水	浄水	⑥佐野水源(飲雑)		原水	浄水							
水質基準項目	検査頻度を減ずる理由	3施設 毎月	3施設 年4回	水質基準項目	検査頻度を減ずる理由	3施設 毎月	下矢作、佐野		生					
							年4回	年1回	年4回	年1回				
基1	一般細菌	省略不可項目(毎月)	年1回	◎	基1	一般細菌	省略不可項目(毎月)	年1回	◎					
基2	大腸菌	省略不可項目(毎月)	年1回	◎	基2	大腸菌	省略不可項目(毎月)	年1回	◎					
基3	カドミウム及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基3	カドミウム及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基4	水銀及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基4	水銀及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基5	セレン及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基5	セレン及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基6	鉛及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基6	鉛及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回			■		■	
基7	ヒ素及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基7	ヒ素及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基8	六価クロム化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基8	六価クロム化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基9	亜硝酸態窒素	省略不可項目(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基9	亜硝酸態窒素	省略不可項目(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	省略不可項目(3ヶ月に1回)	年1回	◎	基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	省略不可項目(3ヶ月に1回)	年1回	◎		◎			
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	省略不可項目(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	基準値の1/5以下(過去3年、基準値以下)	年1回			■		■	
基12	フッ素及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基12	フッ素及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基13	ホウ素及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基13	ホウ素及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基14	四塩化炭素	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基14	四塩化炭素	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基15	1,4-ジオキサン	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基15	1,4-ジオキサン	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基17	ジクロロメタン	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基17	ジクロロメタン	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基18	テトラクロロエチレン	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基18	テトラクロロエチレン	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基19	トリクロロエチレン	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基19	トリクロロエチレン	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基20	ベンゼン	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基20	ベンゼン	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基21	塩素酸	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎	基21	塩素酸	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎		◎			
基22	クロロ酢酸	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎	基22	クロロ酢酸	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎		◎			
基23	クロロホルム	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎	基23	クロロホルム	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎		◎			
基24	ジクロロ酢酸	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎	基24	ジクロロ酢酸	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎		◎			
基25	ジブロモクロロメタン	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎	基25	ジブロモクロロメタン	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎		◎			
基26	臭素酸	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎	基26	臭素酸	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎		◎			
基27	総トリハロメタン	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎	基27	総トリハロメタン	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎		◎			
基28	トリクロロ酢酸	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎	基28	トリクロロ酢酸	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎		◎			
基29	ブロモジクロロメタン	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎	基29	ブロモジクロロメタン	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎		◎			
基30	ブロモホルム	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎	基30	ブロモホルム	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎		◎			
基31	ホルムアルデヒド	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎	基31	ホルムアルデヒド	省略不可項目(3ヶ月に1回)	—	◎		◎			
基32	亜鉛及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基32	亜鉛及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基33	アルミニウム及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基33	アルミニウム及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基34	鉄及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基34	鉄及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基35	銅及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基35	銅及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基36	ナトリウム及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基36	ナトリウム及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基37	マンガン及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基37	マンガン及びその化合物	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基38	塩化物イオン	省略不可項目(毎月)	年1回	◎	基38	塩化物イオン	省略不可項目(毎月)	年1回	◎					
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	(過去3年、基準値以下)	年1回			■		●	
基40	蒸発残留物	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基40	蒸発残留物	(過去3年、基準値以下)	年1回			■		■	
基41	陰イオン界面活性剤	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基41	陰イオン界面活性剤	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基42	ジェオスミン	省略不可項目 ※藻類の発生が少ない期間を除く。	年1回	▲	基42	ジェオスミン	省略不可項目 ※藻類の発生が少ない期間を除く。	年1回		▲		▲		
基43	2-メチルイソボルネオール	省略不可項目 ※藻類の発生が少ない期間を除く。	年1回	▲	基43	2-メチルイソボルネオール	省略不可項目 ※藻類の発生が少ない期間を除く。	年1回		▲		▲		
基44	非イオン界面活性剤	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基44	非イオン界面活性剤	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基45	フェノール類	(過去3年、基準値以下)	年1回	○	基45	フェノール類	(過去3年、基準値以下)	年1回		○		○		
基46	有機物(全有機炭素量)	省略不可項目(毎月)	年1回	◎	基46	有機物等(全有機炭素量)	省略不可項目(毎月)	年1回	◎					
基47	pH値	省略不可項目(毎月)	年1回	◎	基47	pH値	省略不可項目(毎月)	年1回	◎					
基48	味	省略不可項目(毎月)	—	◎	基48	味	省略不可項目(毎月)	—	◎					
基49	臭気	省略不可項目(毎月)	年1回	◎	基49	臭気	省略不可項目(毎月)	年1回	◎					
基50	色度	省略不可項目(毎月)	年1回	◎	基50	色度	省略不可項目(毎月)	年1回	◎					
基51	濁度	省略不可項目(毎月)	年1回	◎	基51	濁度	省略不可項目(毎月)	年1回	◎					
項目数			39	9	42	項目数			39	9	14	28	15	27

※原水は、消毒副成物を除いて、年1回、40項目の検査となります。

※▲印の項目は、夏季(6月~9月)の毎月検査とします。●印は年4回、■印は年1回の検査とします。



(別紙2)

## 平成31年度水質管理目標設定項目

(採水場所)

竹駒第1水源地

(検査回数)

年1回

No.	種類	項目No.	項目	実施項目 (原水)	実施項目 (浄水)
1	金属類	1	アンチモン及びその化合物	○	—
2		2	ウラン及びその化合物	○	—
3		3	ニッケル及びその化合物	○	—
4	有機物	5	1,2-ジクロロエタン	○	—
5		8	トルエン	○	—
6		9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	—
7	消毒剤、消毒副生成物	10	亜塩素酸	—	○ *3
8		12	二酸化塩素	—	○ *3
9		13	ジクロロアセトニトリル	—	○ *3
10		14	抱水クロラール	—	○ *3
11	農薬類	15	農薬類	△ *4	—
12	消毒剤、消毒副生成物	16	残留塩素	—	○ *3
13	無機物	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	—	—
14	金属類	18	マンガン及びその化合物	—	—
15	無機物	19	遊離炭酸	○	—
16	有機物	20	1,1,1-トリクロロエタン	○	—
17		21	メチル-tert-ブチルエーテル	○	—
18	味、臭気等	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	○	—
19		23	臭気強度(TON)	○	—
20	無機物	24	蒸発残留物	—	—
21	濁度、pH、腐食性等	25	濁度	—	—
22		26	pH値	—	—
23		27	腐食性(ランゲリア指数)	○	—
24		28	従属栄養細菌	○	—
25	有機物	29	1,1-ジクロロエチレン	○	—
26	無機物	30	アルミニウム及びその化合物	—	—
			計	14+1項目	5項目

(注) ※1 項目No.4, 6, 7, 11は、削除された項目。

※2 水質基準項目と重複する項目 (No.13, 14, 20, 21, 22, 26の6項目) は、検査を省略する。

※3 No.7~No.10, No.12は、原水でなく、浄水で検査する。

※4 No.11 (農薬類) は、水源周辺の散布可能性のある農薬、検査時期を考慮し、10種類の検査農薬を設定し、検査する。

○水道法に基づく「浄水」の水質基準項目、検査回数(平成31年度)

H31.4.1改定

〔水源池〕 ①竹駒第1水源池

※検査回数は、「水道法施行規則第15条」による。

No.	水質基準項目	基準値	単位	検査頻度(原則)	採取場所	検査回数を減ずる基準		省略の可否	検査結果			検査頻度を減ずる基準との比較判定		緩和可能な検査回数		H31年度				(参考)H30年度							
						過去3年間の結果が、			H28	H29	H30	1/5以下		1/10以下		(最低回数)		(設定)				(設定)					
						年1回	3年に1回					1回/年	1回/3年	原水	浄水	月1回	年4回	年1回	月1回	年4回	年1回	月1回	年4回	年1回			
「水質基準に関する省令」の検査項目																											
1	一般細菌	100	個/ml以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年1回	月1回	◎											
2	大腸菌	検出されないこと。		◎	給水栓	不可	不可	不可						年1回	月1回	◎											
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回												
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回												
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回												
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回												
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回												
8	六価クロム及びその化合物	0.05	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回												
9	亜硝酸態窒素 (H26新規)	0.04	mg/L以下	○	△	○	○	不可						年1回	3年1回												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年1回	年4回	◎											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L以下	○	△	○	○	不可						年1回	3年1回												
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回												
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/L以下	○	△	○	○	○ (浄水を原水とする場合は不可)	*1					年1回	3年1回												
14	四塩化炭素	0.002	mg/L以下	○	△	○	○	○ (地下水)	*3					年1回	3年1回												
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L以下	○	△	○	○	○ (地下水)	*3					年1回	3年1回												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L以下	○	△	○	○	○ (地下水)	*3					年1回	3年1回												
17	ジクロロメタン	0.02	mg/L以下	○	△	○	○	○ (地下水)	*3					年1回	3年1回												
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○ (地下水)	*3					年1回	3年1回												
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○ (地下水)	*3					年1回	3年1回												
20	ベンゼン	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○ (地下水)	*3					年1回	3年1回												
21	塩素酸 (H21新規)	0.6	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回	◎												
22	クロロ酢酸	0.02	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回	◎												
23	クロロホルム	0.06	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回	◎												
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回	◎												
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回	◎												
26	臭素酸	0.01	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	臭素酸を原水とする場合は不可	*1					年4回	◎												
27	総トリハロメタン	0.1	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回	◎												
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回	◎												
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回	◎												
30	ブロモホルム	0.09	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回	◎												
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回	◎												
32	亜鉛及びその化合物	1	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回												
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回												
35	銅及びその化合物	1	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回												
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回												
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*1					年1回	3年1回												
38	塩化物イオン	200	mg/L以下	◎	給水栓	※検査回数削減は不可	※検査回数削減は不可	不可						年1回	月1回	◎											
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1	74	74	69	×	×	年1回	年4回											
40	蒸発残留物	500	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1	129	111	109	×	×	年1回	年4回											
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回												
42	ジエオスミン	0.00001	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	○ (経過等)	*4					年1回	◎												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	○ (経過等)	*4					年1回	◎												
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回												
45	フェノール類	0.005	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/L以下	◎	給水栓	※検査回数削減は不可	※検査回数削減は不可	不可						年1回	月1回	◎											
47	pH値	5.8-8.6		◎	給水栓	※検査回数削減は不可	※検査回数削減は不可	不可						年1回	月1回	◎											
48	味	異常でないこと。		◎	給水栓	※検査回数削減は不可	※検査回数削減は不可	不可						月1回	◎												
49	臭気	異常でないこと。		◎	給水栓	※検査回数削減は不可	※検査回数削減は不可	不可						年1回	月1回	◎											
50	色度	5	度以下	◎	給水栓	※検査回数削減は不可	※検査回数削減は不可	不可						年1回	月1回	◎											
51	濁度	2	度以下	◎	給水栓	※検査回数削減は不可	※検査回数削減は不可	不可						年1回	月1回	◎											
計																9項目	42項目					(不可22項目)					

○給水栓における水質検査(水道法施行規則第15条第1項第1号)

・「色、濁り、残留塩素」は、1日1回、水質検査を行う。

(※評価基準は、色、濁りは「異常なし」、残留塩素は「0.1ml/L以上」とする。)

注1: 水道法に基づき、水質検査の回数等を省略することのできない項目。

注2: 「採取場所」の△の項目は、浄水施設の出口、送水施設、配水施設でも採取できる。

【平成31年度の水質検査回数(設定)】

○: 法に基づく検査回数(3年に1回)

※未書き: 前年度の回数を変更。

◎印: 検査の省略、回数の削減ができない項目。

▲印: 6月～9月の毎月検査。

○水道法に基づく「浄水」の水質基準項目、検査回数(平成31年度)

H31.4.1改定

〔水源池〕 ②**未作水源池(上水)**

※検査回数は、「水道法施行規則第15条」による。

No.	水質基準項目	基準値	単位	検査頻度 (原則)	採取 場所	検査回数を減ずる基準		省略の可否	検査結果			検査頻度を減ずる基準との比較判定		緩和可能な検査回数		H31年度			(参考)H30年度				
						過去3年間の結果が、			H28	H29	H30	1/5以下		1/10以下		(最低回数)		(設定)			(設定)		
						基準値の1/5以下の場合	基準値の1/10以下の場合					1回/年	1回/3年	原水	浄水	月1回	年4回	年1回	月1回	年4回	年1回		
	「水質基準に関する省令」の検査項目			月1回 年4回	原則、給水栓	※検査回数を減ずる基準	※検査回数を減ずる基準	過去に1/2を超過して検出されたことが無い。場合(一基本は省略できるが、3年に1回程度検査。)	H28	H29	H30	1/5以下	1/10以下	原水	浄水	月1回	年4回	年1回	月1回	年4回	年1回		
1	一般細菌	100	個/ml以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年1回	月1回	◎			○				
2	大腸菌	検出されないこと。		◎	給水栓	不可	不可	不可						年1回	月1回	◎			○				
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回			○		○			
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回			○		○			
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回			○		○			
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回			○		○			
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回			○		○			
8	六価クロム及びその化合物	0.05	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回			○		○			
9	亜硝酸態窒素 (H26新規)	0.04	mg/L以下	○	△	○	○	不可						年1回	3年1回			○		○			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年1回	年4回	◎			○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L以下	○	△	○	○	不可						年1回	3年1回			○		○			
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回			○		○			
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/L以下	○	△	○	○	○(浄水を原水とする場合は不可)	*1					年1回	3年1回			○		○			
14	四塩化炭素	0.002	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回			○		○			
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回			○		○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回			○		○			
17	ジクロロメタン	0.02	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回			○		○			
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回			○		○			
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回			○		○			
20	ベンゼン	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回			○		○			
21	塩素酸 (H21新規)	0.6	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			○				
22	クロロ酢酸	0.02	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			○				
23	クロロホルム	0.06	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			○				
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			○				
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			○				
26	臭素酸	0.01	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	臭素酸の検出がある場合、不可	*1					年4回		◎			○				
27	総トリハロメタン	0.1	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			○				
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			○				
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			○				
30	ブロモホルム	0.09	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			○				
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			○				
32	亜鉛及びその化合物	1	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回			○		○			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回			○		○			
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回			○		○			
35	銅及びその化合物	1	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回			○		○			
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回			○		○			
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*1					年1回	3年1回			○		○			
38	塩化物イオン	200	mg/L以下	◎	給水栓	※検査回数を減ずる基準	※検査回数を減ずる基準	不可						年1回	月1回	◎			○				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1	60	59	58	○ ×	年1回	年1回			○		○			
40	蒸発残留物	500	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1	82	88	88	○ ×	年1回	年1回			○		○			
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回			○		○			
42	ジェオスミン	0.00001	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	○(湖沼等)	*4					年1回	※5月検出、6月検出			▲		○			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	○(湖沼等)	*4					年1回	※5月検出、6月検出			▲		○			
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回			○		○			
45	フェノール類	0.005	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回			○		○			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/L以下	◎	給水栓	※検査回数を減ずる基準	※検査回数を減ずる基準	不可						年1回	月1回	◎			○				
47	pH値	5.8-8.6		◎	給水栓	※検査回数を減ずる基準	※検査回数を減ずる基準	不可						年1回	月1回	◎			○				
48	味	異常でないこと。		◎	給水栓	※検査回数を減ずる基準	※検査回数を減ずる基準	不可						月1回		◎			○				
49	臭気	異常でないこと。		◎	給水栓	※検査回数を減ずる基準	※検査回数を減ずる基準	不可						年1回	月1回	◎			○				
50	色度	5	度以下	◎	給水栓	※検査回数を減ずる基準	※検査回数を減ずる基準	不可						年1回	月1回	◎			○				
51	濁度	2	度以下	◎	給水栓	※検査回数を減ずる基準	※検査回数を減ずる基準	不可						年1回	月1回	◎			○				
	計			9項目 42項目				(不可22項目)						39項目	51項目	9項目 42項目			9項目 42項目				

○給水栓における水質検査(水道法施行規則第15条第1項第1号)

・色、濁り、残留塩素は、1日1回、水質検査を行う。

(※評価基準は、色、濁りは「異常なし」、残留塩素は「0.1ml/L以上」とする。)

注1: 水道法に基づき、水質検査の回数等を省略することのできない項目。

注2: 「採取場所」の△の項目は、浄水施設の出口、送水施設、配水施設でも採取できる。

【平成31年度の水質検査回数(設定)】

○: 法に基づく検査回数(3年に1回)

※朱書き: 前年度の回数を変更。

◎印: 検査の省略、回数の削減ができない項目。

▲印: 6月～9月の毎月検査。

○水道法に基づく「浄水」の水質基準項目、検査回数(平成31年度)

H31.4.1改定

〔水源池〕 ③下矢作水源池

※検査回数は、「水道法施行規則第15条」による。

No.	水質基準項目	基準値	単位	検査頻度(原則)	採取場所	検査回数を減ずる基準		省略の可否	検査結果			検査頻度を減ずる基準との比較判定		緩和可能な検査回数		H31年度				(参考)H30年度					
						過去3年間の結果が、			H28	H29	H30	1/5以下		1/10以下		(最低回数)		(設定)				(設定)			
						年1回	3年に1回					1回/年	1回/3年	原水	浄水	月1回	年4回	年1回	月1回	年4回	年1回	月1回	年4回	年1回	
	「水質基準に関する省令」の検査項目			月1回 年4回	原則、給水栓	基準値の1/5以下の場合	基準値の1/10以下の場合	過去に1/2を超えて検出されたことが無い。場合(一基本は省略できるが、3年に1回程度検査。)	H28	H29	H30	1/5以下	1/10以下	原水	浄水	月1回	年4回	年1回	月1回	年4回	年1回				
1	一般細菌	100	個/ml以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年1回	月1回	◎									
2	大腸菌	検出されないこと。		◎	給水栓	不可	不可	不可						年1回	月1回	◎									
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回										
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回										
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回										
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回										
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回										
8	六価クロム及びその化合物	0.05	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回										
9	亜硝酸態窒素 (H26新規)	0.04	mg/L以下	○	△	○	○	不可						年1回	3年1回										
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年1回	年4回	◎									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L以下	○	△	○	○	不可						年1回	3年1回										
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回										
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/L以下	○	△	○	○	○(浄水を原水とする場合不可)	*1					年1回	3年1回										
14	四塩化炭素	0.002	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回										
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回										
17	ジクロロメタン	0.02	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回										
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回										
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回										
20	ベンゼン	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回										
21	塩素酸 (H21新規)	0.6	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎									
22	クロロ酢酸	0.02	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎									
23	クロロホルム	0.06	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎									
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎									
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎									
26	臭素酸	0.01	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	臭素酸濃度が低い場合、不可	*1					年4回		◎									
27	総トリハロメタン	0.1	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎									
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎									
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎									
30	ブロモホルム	0.09	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎									
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎									
32	亜鉛及びその化合物	1	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回										
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回										
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回										
35	銅及びその化合物	1	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回										
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回										
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*1					年1回	3年1回										
38	塩化物イオン	200	mg/L以下	◎	給水栓	※検査頻度を減ずる基準なし	※検査頻度を減ずる基準なし	不可						年1回	月1回	◎									
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1	52	59	59	○ ×	年1回	年1回										
40	蒸発残留物	500	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1	64	86	89	○ ×	年1回	年1回										
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回										
42	ジオスミン	0.00001	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	○(経過等)	*4					年1回											
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	○(経過等)	*4					年1回											
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回										
45	フェノール類	0.005	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/L以下	◎	給水栓	※検査頻度を減ずる基準なし	※検査頻度を減ずる基準なし	不可						年1回	月1回	◎									
47	pH値	5.8-8.6		◎	給水栓	※検査頻度を減ずる基準なし	※検査頻度を減ずる基準なし	不可						年1回	月1回	◎									
48	味	異常でないこと。		◎	給水栓	※検査頻度を減ずる基準なし	※検査頻度を減ずる基準なし	不可						月1回		◎									
49	臭気	異常でないこと。		◎	給水栓	※検査頻度を減ずる基準なし	※検査頻度を減ずる基準なし	不可						年1回	月1回	◎									
50	色度	5	度以下	◎	給水栓	※検査頻度を減ずる基準なし	※検査頻度を減ずる基準なし	不可						年1回	月1回	◎									
51	濁度	2	度以下	◎	給水栓	※検査頻度を減ずる基準なし	※検査頻度を減ずる基準なし	不可						年1回	月1回	◎									
計				9項目 42項目				(不可22項目)						39項目	51項目	9項目	4項目	20項目	9項目	2項目	20項目				

○給水栓における水質検査(水道法施行規則第15条第1項第1号)

・「色、濁り、残留塩素」は、1日1回、水質検査を行う。

(※評価基準は、色、濁りは「異常なし」、残留塩素は「0.1ml/L以上」とする。)

注1: 水道法に基づき、水質検査の回数等を省略することのできない項目。

注2: 「採取場所」の△の項目は、浄水施設の出口、送水施設、配水施設でも採取できる。

【平成31年度の検査回数の設定】

○: 法に基づく検査回数(3年に1回)

※朱書き: 前年度の回数を変更。

◎印: 検査の省略、回数の削減ができない項目。

▲印: 6月~9月の毎月検査。





○水道法に基づく「浄水」の水質基準項目、検査回数(平成31年度)

H31.4.1改定

〔水源池〕(7)佐野水源池(表流水) ※検査回数は、「水道法施行規則第15条」による。

No.	水質基準項目	基準値	単位	検査頻度(原則)	採取場所	検査回数を減ずる基準		省略の可否	検査結果			検査頻度を減ずる基準との比較判定		緩和可能な検査回数		H31年度				(参考)H30年度			
						過去3年間の結果が、	過去の1/5以下の場合		H28	H29	H30	1/5以下	1/10以下	原水	浄水	年1回	年4回	年1回	年4回	年1回	年4回	年1回	年4回
	「水質基準に関する省令」の検査項目			月1回/年4回	原則、給水栓	基準値の1/5以下の場合	基準値の1/10以下の場合	過去に1/2を超えて検出されたことが無い。場合(一基本は省略できるが、3年に1回程度検査。)	最大値	最大値	最大値	1回/年	1回/3年			月1回	年4回	年1回	年4回	月1回	年4回	年1回	年4回
1	一般細菌	100	個/ml以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年1回	月1回	◎			◎				
2	大腸菌	検出されないこと。		◎	給水栓	不可	不可	不可						年1回	月1回	◎			◎				
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回								
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回								
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回								
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回								
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回								
8	六価クロム及びその化合物	0.05	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回								
9	亜硝酸態窒素 (H26新規)	0.04	mg/L以下	○	△	○	○	不可						年1回	3年1回								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年1回	年4回	◎			◎				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L以下	○	△	○	○	不可						年1回	3年1回								
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回								
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/L以下	○	△	○	○	○(浄水を原水とする場合不可)	*1					年1回	3年1回								
14	四塩化炭素	0.002	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回								
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回								
17	ジクロロメタン	0.02	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回								
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回								
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回								
20	ベンゼン	0.01	mg/L以下	○	△	○	○	○(地下水)	*3					年1回	3年1回								
21	塩素酸 (H21新規)	0.6	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			◎				
22	クロロ酢酸	0.02	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			◎				
23	クロロホルム	0.06	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			◎				
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			◎				
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			◎				
26	臭素酸	0.01	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	臭素酸が検出される場合、不可	*1					年4回		◎			◎				
27	総トリハロメタン	0.1	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			◎				
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			◎				
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			◎				
30	ブロモホルム	0.09	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			◎				
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	不可						年4回		◎			◎				
32	亜鉛及びその化合物	1	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回								
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回								
35	銅及びその化合物	1	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*2					年1回	3年1回								
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回								
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L以下	○	給水栓	○	○	○	*1					年1回	3年1回								
38	塩化物イオン	200	mg/L以下	◎	給水栓	※検査頻度を減らすことができない。年4回程度検査。		不可						年1回	月1回	◎			◎				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回								
40	蒸発残留物	500	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1	56	51	○	×	年1回	年1回								
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回								
42	ジエオスミン	0.00001	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	○(網超等)	*4					年1回	毎月				◎				
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L以下	◎	給水栓	不可	不可	○(網超等)	*4					年1回	毎月				◎				
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回								
45	フェノール類	0.005	mg/L以下	○	△	○	○	○	*1					年1回	3年1回								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/L以下	◎	給水栓	※検査頻度を減らすことができない。年4回程度検査。		不可						年1回	月1回	◎			◎				
47	pH値	5.8-8.6		◎	給水栓	※検査頻度を減らすことができない。年4回程度検査。		不可						年1回	月1回	◎			◎				
48	味	異常でないこと。		◎	給水栓	※検査頻度を減らすことができない。年4回程度検査。		不可						月1回		◎			◎				
49	臭気	異常でないこと。		◎	給水栓	※検査頻度を減らすことができない。年4回程度検査。		不可						年1回	月1回	◎			◎				
50	色度	5	度以下	◎	給水栓	※検査頻度を減らすことができない。年4回程度検査。		不可						年1回	月1回	◎			◎				
51	濁度	2	度以下	◎	給水栓	※検査頻度を減らすことができない。年4回程度検査。		不可						年1回	月1回	◎			◎				
計				9項目/42項目				(不可22項目)						39項目	51項目	9項目/42項目	42項目	9項目/42項目	51項目	42項目	42項目		

○給水栓における水質検査(水道法施行規則第15条第1項第1号)

・色、濁り、残留塩素は、1日1回、水質検査を行う。

(※評価基準は、色、濁りは「異常なし」、残留塩素は「0.1ml/L以上」とする。)

注1: 水道法に基づき、水質検査の回数等を省略することのできない項目。

注2: 「採取場所」の△の項目は、浄水施設の出口、送水施設、配水施設でも採取できる。

【平成31年度の検査回数の設定】

○: 法に基づく検査回数(3年に1回)

※朱書き: 前年度の回数を変更。

◎印: 検査の省略、回数の削減ができない項目。

▲印: 6月～9月の毎月検査。